

かしこい相続対策～贈与の基本～

相続財産を減らすことで、相続税を減らすことができます。

贈与ってどういうこと？



贈与とは簡単に言えば、個人間でのプレゼントです。

- ・「あげます」
 - ・「もらいます」
- 引渡しをもって贈与が成立します。



贈与の注意点

意思確認がお互いにできていること。

もらった人が自由に処分できること。

単なる名義預金では贈与が認められません。

名義預金とは名義だけ子や孫の名前になっている預金のことです。

不動産は登記をしなければいけません。

保険料を親が負担している場合、保険金の受取時に一括贈与になります。

名義預金とされないために

110万円を超える贈与を行い、申告書を提出することで贈与の証拠を残す。

もらった人が通帳、カード、銀行印の管理をする。

贈与税のかからない贈与

家族間において生活費または教育費に充てるために必要な都度贈与を受けた財産のうち、通常必要と認められるものは贈与税がかかりません。

しかし、生活費や教育費以外の目的に使われていたり、1年分の生活費等をまとめて送る場合は「必要な都度に応じて」ではないので110万円を超えると贈与税がかかります。

詳細は次号！

贈与税の特例もあります

- ・婚姻期間20年以上の夫婦間のマイホームの贈与
- ・子供や孫への住宅取得等資金贈与の特例
- ・子供や孫への1,500万円までの教育資金の一括贈与

ご相談は無料です。お気軽にご相談下さい。

(相続税の申告、詳細な計算を要する場合は有料となります)



税理士 中田誠治 税理士 錦織慶典 税理士 平井篤志 税理士 檜山高志 税理士 手嶋豪紀 税理士 安齋康司

よつば会計

検索

TEL: 082-234-0130

Y20140708-S001-04-1069